

中小企業・小規模企業者向け融資制度について

新富町では、中小企業者の皆様が様々な資金需要に対応できるよう、『新富町中小企業特別融資制度』及び『新富町小規模企業特別融資制度』を設けています。

この制度は、町内中小企業者等の活性化及び経営安定化を図るために、設備資金及び運転資金の融資を受けることができます。

1 ご利用いただける企業者

- ・町内に住所を有する個人又は、法人であること
- ・町内において事業を営んでいること
- ・信用保証協会の保証対象業種であること
- ・町税を完納していること など

2 融資条件

制度名	新富町中小企業特別融資制度			新富町小規模企業特別融資制度
対象企業	業種名	資本金	従業者数	従業員が、20人以下の企業
	以下以外の業種	3億円以下	300人以下	
	小売業	5千万円以下	50人以下	
	サービス業	5千万円以下	100人以下	
	卸売業	1億円以下	100人以下	
	※『資本金』又は『従業者数』のどちらかの条件を満たしている企業			
限度額	500万円			500万円
融資期間	設備資金：84月以内 運転資金：60月以内			設備資金：84月以内 運転資金：60月以内
融資利率	1.8%			1.6%

小規模企業特別融資制度については、今回の融資額と既存の宮崎県信用保証協会の保証付き貸付残高の合計が2,000万円以内に変更になりました。

3 信用保証料

『新富町中小企業融資制度』・『新富町小規模企業融資制度』の利用にあたって発生する信用保証料は新富町が負担します。

4 御利用いただける金融機関

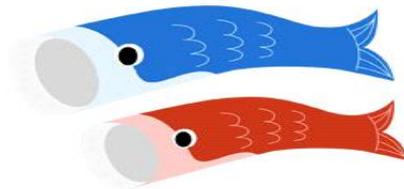
- ・株式会社宮崎銀行新富支店
TEL：0983-33-2121
- ・高鍋信用金庫新富支店
TEL：0983-33-2222

(お 問 合 せ)

担 当：産業振興課 商工係
TEL：0983-33-6029
FAX：0983-33-4862

ゴールデンウィーク期間中のごみの収集について

日頃から、ごみの分別収集にご協力いただきまして誠にありがとうございます。
 ゴールデンウィーク期間中のごみの収集と塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)
 の受入について下記のとおりお知らせいたします。



※○印は通常収集、×印は収集しません

4月				5月			
日	曜	収集所 収集	出せるごみ等	日	曜	収集所 収集	出せるごみ等
22	月	○	燃やせるごみ	1	水	○	燃やせるごみ
23	火	○	ビン、缶、ペットボトル、金属類	2	木	×	祝日
24	水	○	燃やせるごみ	3	金	×	祝日(憲法記念日)
25	木	○	容器包装プラ類、古紙、古布類	4	土	×	塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は開場しています
26	金	○	燃やせるごみ、燃やせないごみ	5	日	×	塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は開場しています
27	土	×	塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は開場しています	6	月	×	振替休日
28	日	×	塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は開場しています	7	火	○	ビン、缶、ペットボトル、金属類
29	月	×	昭和の日(振替休日)	8	水	○	燃やせるごみ
30	火	×	退位の日	9	木	○	容器包装プラ類、古紙、古布類

★連休明けは収集所に多くのごみが持ち込まれ、処理施設についても沢山のごみが持ち込まれ処理に苦慮します。計画的なごみ出しとごみの減量やリサイクルにご協力をお願いします。

★7日(火曜日)以降、通常収集となります★